

静岡産業大学大学運営会議規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学（以下「本学」という。）に大学運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(目 的)

第2条 会議は、本学の円滑な運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、大学協議会へ上程する次に掲げる事項について事前に協議を行う。

- (1) 本学の教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関すること
- (2) 本学の当面する諸課題に関すること
- (3) 本学の将来構想に関すること
- (4) 本学の広報に関すること
- (5) その他学長が適当と認める事項

(組 織)

第4条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 学長補佐
- (4) 学 部 長
- (5) 大学事務局長
- (6) 大学事務局次長
- (7) 法人事務局長

2 前項に規定する者のほか、学長は必要な者を会議に出席させることができる。

(会 議)

第5条 会議に議長を置き、学長をもってこれに充てる。

- 2 議長は、会議を代表し、会議の業務を統括する。
- 3 議事進行は、副学長、学部長が順番に行う。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、法人事務局総務課において行う。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。